

## 【県立学校体育施設の使用料について】

### 総合型地域スポーツクラブは 施設使用料が免除!

※照明設備は使用料が必要です

今年度すでに、県立学校の体育施設を使用しているクラブは、

- ◎クラブ名・代表者氏名・連絡先
- ◎使用サークル(教室)名・代表者氏名・連絡先
- ◎使用する県立学校名・体育施設名 等を

みえ広域スポーツセンターまで、報告用紙にてご提出ください。それ以外のクラブは、年度の初回申請時に提出をお願いします。

三重県は昭和52年から県立学校体育施設を開放しています。令和元年10月1日から、設備の修繕や備品の更新、消耗品の補充等、体育施設の環境整備を図るため、**施設使用料**の負担が必要となりました。

しかし、『総合型地域スポーツクラブ』については、その意義が認められ、**施設使用料が免除**されることとなりました。(※照明設備使用料は従来どおり必要となります)

そこで、各県立学校において総合型クラブであることの確認が円滑に行われるよう、体育施設を使用する総合型クラブ(サークル・教室名、使用者等)を県立学校に報告いたします。

今年度すでに、県立学校体育施設を使用しているクラブは、みえ広域スポーツセンターまで指定の報告用紙を速やかにご提出いただきますようお願いいたします。使用していないクラブは、年度内に申請することがあれば、その時点で用紙の提出をお願いします。令和2年度以降は、どのクラブも年度の初回申請時にのみ提出いただき、2回目以降の提出は必要ありません。

(※使用許可申請は各クラブが行ってください。報告をもって使用が確定するものではありません。)

### 《報告用紙ダウンロード》

PDFファイル【 <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000863767.pdf> 】

Excelファイル【 <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000863768.xlsx> 】

### ■体育施設を開放している県立学校

※体育施設を開放している県立学校、開放施設一覧、所在地、連絡先等については、県教育委員会Webページ(下記アドレス)よりご確認ください。

【 <http://www.pref.mie.lg.jp/SPORTS/HP/881750001.htm> 】

〈問合せ先〉三重県 教育委員会事務局 保健体育課 学校体育班  
〒514-8570 津市広明町13番地(本庁7階)  
TEL:059-224-2973 FAX:059-224-3023  
E-mail: [hotai@pref.mie.lg.jp](mailto:hotai@pref.mie.lg.jp)



詳しくは、三重県 教育委員会事務局のWEBページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0046100084.htm>

## 【助成事業のお知らせ】

### ■スポーツ振興くじ（toto）

実施団体 独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 対象事業
- ①大規模スポーツ施設整備助成
  - ②地域スポーツ施設整備助成
  - ③総合型地域スポーツクラブ活動助成
  - ④地方公共団体スポーツ活動助成
  - ⑤将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成
  - ⑥スポーツ団体スポーツ活動助成
  - ⑦国際競技大会開催助成



- 締め切り
- ・令和2年1月14日（火）
    - ①大規模スポーツ施設整備助成
    - ②地域スポーツ施設整備助成
  - ・令和元年12月27日（金）
    - ③総合型地域スポーツクラブ活動助成（クラブアドバイザー配置事業を除く。）
  - ・令和2年1月14日（火）
    - ③総合型地域スポーツクラブ活動助成 クラブアドバイザー配置事業
    - ④地方公共団体スポーツ活動助成
    - ⑤将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成
    - ⑥スポーツ団体スポーツ活動助成
    - ⑦国際競技大会開催助成

※「スポーツ団体スポーツ活動助成 スポーツ活動推進事業 マイクロバスの設置」を申請する場合は、交付要望書を令和元年12月13日（金）までに提出してください。

※令和2年度は、二次募集を行いません。例年、二次募集に申請している団体（事業）については、今回の当初募集に、必ず申請してください。

申請方法 助成事業は「スポーツ振興くじ助成金交付要綱」及び「スポーツ振興くじ助成金実施要領」に従って実施することになります。

申請にあたっては、「令和2年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」、「スポーツ振興事業助成金を受ける団体の心得」を必ずご確認の上、ご申請ください。

助成事業の会計処理にあたっては、「会計処理の手引」をよくお読みください。

提出先 〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

問合せ先 独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援企画課

■スポーツ団体に対する助成に関すること（主にトップスポーツに関すること）

TEL：03-5410-9150 E-mail：[jyosei-shinsa@jpnssport.go.jp](mailto:jyosei-shinsa@jpnssport.go.jp)

■総合型地域スポーツクラブ活動助成に関すること

TEL：03-5410-9188 E-mail：[josei1@jpnssport.go.jp](mailto:josei1@jpnssport.go.jp)

■スポーツ団体に対する助成に関すること（主に地域スポーツに関すること）

TEL：03-5410-9129 E-mail：[josei2@jpnssport.go.jp](mailto:josei2@jpnssport.go.jp)

■地方公共団体のスポーツ活動助成に関すること

TEL：03-5410-9129 E-mail：[josei3@jpnssport.go.jp](mailto:josei3@jpnssport.go.jp)

■施設整備助成に関すること

TEL：03-6804-3120

E-mail：[josei3@jpnssport.go.jp](mailto:josei3@jpnssport.go.jp)

・FAX：03-5411-3477（共通）



詳しくは、独立行政法人日本スポーツ振興センターのWEBページをご覧ください。

<https://www.jpnssport.go.jp/sinko/kuji/tabid/1289/Default.aspx>

■2020年度助成金

実施団体 公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団

交付対象 1. 青少年スポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励しまたは自ら行い、かつその活動を3年以上継続して実施している団体となります。

2. 団体とは次のとおりです。

1 スポーツ振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人または一般財団法人

2 上記以外の団体であって以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）

①定款、寄附行為に類する規約等を有すること

②団体の意志を決定し執行する組織が確立していること

③自ら経理し監査する等会計組織を有していること

④団体活動の本拠としての事務所を有すること

交付金額 指定の期間に予定する一つの事業予算の2分の1（上限100万円）以内となります。但し、同一事業の場合は前後期で分けて申請をされても、年間で上限100万円となります。

申請手続 「青少年スポーツ振興に関する助成金交付申請書」に必要事項を記入し、対象団体であることを証明する書類（履歴事項全部証明書写しまたは定款写し等、前年度事業報告書、前回事業パンフレット等）を添付して、公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団事務局宛に郵送で申請してください。

申請期限（前期）2019年12月20日（金）（当日消印有効）

申請先 公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局

問合せ先 〒113-8543 東京都文京区湯島3-23-13 ヨネックス株式会社内

TEL：03-3839-7195（平日9時～17時 土日祝日休み）

E-mail：[zaidan@yonex.co.jp](mailto:zaidan@yonex.co.jp)



詳しくは、公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団のWEBページをご覧ください。

<http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html>

【発行】 **みえ広域スポーツセンター**

三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課内

〒514-8570 津市広明町13番地(本庁2階)

TEL:059-224-2986 FAX:059-224-3022

E-mail：[m-kouiki@pref.mie.lg.jp](mailto:m-kouiki@pref.mie.lg.jp)

WEB：<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SPORTS/73545045197.htm>

Facebook：<https://www.facebook.com/mie.kouiki.sc/>



QRコードはこちら↓

